

財 関 第 8 8 2 号
令和 8 年 7 月 30 日

関税・外国為替等審議会会長
神 作 裕 之 殿

財務大臣 片 山 さ つ き

暫定的な不当廉売関税の課税について

関税定率法第 8 条第 9 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対し暫定的な関税を課することについて、不当廉売関税等に関する政令第 20 条の規定に基づき諮問する。

関税定率法（以下「法」という。）第8条第5項の調査の結果、大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板について、不当廉売がされた貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、同条第9項第1号の規定に基づき、以下のとおり暫定的な関税を課する。

1. 貨物の供給国

韓国及び中国

2. 課税対象貨物

溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板

3. 税率（一般の関税のほかに課する暫定的な不当廉売関税の税率）

貨物の供給国	税 率
韓国	38.0% (※1)
中国	55.3% (※2)

(※1) POSCO CO., LTD. により生産されたものにあつては、29.2%

SEAH COATED METAL CORPORATION 及び DONGKUK COATED METAL CO., LTD. により生産されたものにあつては、30.6%

(※2) ANGANG STEEL CO., LTD.、WUHAN IRON & STEEL CO., LTD.、GUANXIAN CHUANGSHENG NEW MATERIALS CO., LTD.、TIANJIN ROLLING-ONE STEEL CO., LTD.、BAOSHAN IRON & STEEL CO., LTD.、BAOSTEEL ZHANJIANG IRON & STEEL CO., LTD.、BX STEEL POSCO COLD ROLLED SHEET CO., LTD.、BENGANG STEEL PLATES CO., LTD. 及び RARE EARTH STEEL PLATE CO., LTD. により生産されたものにあつては、50.1%

4. 期間

4ヶ月

5. その他

暫定的な不当廉売関税の課税後も調査を継続し、更に検討を行った上で、不当廉売関税の最終的な税率等を決定することとする。